

# きれいなまちづくり推進事業団体を募集 市より補助金を交付

市では、ボランティア団体により継続的に行われる環境美化活動を支援しています。4月から消耗品の貸与、支給はなくなり、補助金のみの支給になります。



地域振興課  
995-1874



▲定期的に清掃活動が行われている富士山資料館周辺の道路



▲樹木のせん定や施肥が行われている千福が丘の桜並木

## 補助対象の環境美化活動

- ・市と合意した活動区域内の空き缶、吸い殻などの散乱ごみの収集
- ・市と合意した活動区域内への花壇の設置や草花の育成・維持管理・除草
- ・そのほか環境美化に必要な活動

※収集した空き缶、吸い殻などの散乱ごみは、分別し処分してください。

## 活動までの手続き

- ①活動内容や参加者の名簿などを提出してください。提出された書類から活動場所の面積を算出し、補助金の交付金額を決定します。
- ②活動内容、計画を確認し、適切な場合、活動合意書を取り交わします。
- ③市へ補助金の請求書を提出してください。市から保険の加入や補助金の支払いを行います。

※申請は随時受け付けています。



▲南小学校周辺の通学路の道路脇には除草花が植えられています

## 初年度補助額は最大 15 万円

環境美化活動を行うボランティア団体に、次のとおり支援を行います。

- 環境美化活動に必要な備品、消耗品を購入するための補助金を交付します。
- ボランティア活動保険へ加入します。
- 市ホームページなどでの活動内容周知と作業場所への表示板設置を許可します。
- その他、環境美化活動に必要な事項を実施します。(市地域振興課と協議を必要とします)

### 交付される補助金額

	活動区域の面積		
	300㎡未満	300㎡以上 600㎡未満	600㎡以上
初年度限度額	5万円	10万円	15万円
2年目以降	1万円	2万円	3万円